

| No. | 質問 | | 回答 |
|-----|---------|--|--|
| 1 | 参加表明書 | HP掲載の「長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)」の番に記載あるとおり、『参加表明書』に記載した配置予定技術者について、技術提案書提出時に変更可能と考えてよろしいでしょうか？ | 「参加表明書」に記載した配置予定技術者を、「技術提案書」提出時に変更することはできません。ただし、「技術提案書」提出時に記載した配置技術予定者を契約時に変更することは、真にやむを得ない場合(配置予定技術者の死亡、傷病、または退職等)を除きできません。 |
| 2 | 配置予定技術者 | 配置技術者を製作期間(非専任)と現場期間(専任)に分けて配置する場合、『技術提案書』に記載するのは「製作期間の従事者」「現場期間の従事者」のどちらを記載すればよろしいでしょうか？ | 工事の途中で配置技術者を変更する場合には、技術提案書提出時に予定する全ての技術者の資格・経歴・実績を評価できるよう資料を提出してください。その場合はNo.3①の回答内容に留意してください。 |
| 3 | 配置予定技術者 | <p>①工場製作期間の監理技術者と、現場施工期間の監理技術者は、別のものとする配置は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者を「田中」とすること)</p> <p>②工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご承頂けました場合、現場施工期間の監理技術者の配置開始時期は、令和5年4月1日以降と考えて宜しいでしょうか？</p> <p>③工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご承頂けました場合、それぞれの期間において、現場代理人との兼務は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者兼現場代理人を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者兼現場代理人を「田中」とすること)</p> | <p>①工場から現地へ工事の現場が移行する時点であれば主任(監理)技術者の変更は可能です。ただし、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに工事の継続性、品質確保等に支障がないことが必要です。</p> <p>②令和5年4月1日以降と考えていただいてもかまいません。ただし、それ以前の期間のうち、吸水層～吐出水槽の配管とコンクリート工の施工については、別途発注する土木工事との調整が必要となることを承知願います。</p> <p>③現場代理人との兼務は可能です。ただし「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」(以下、「掲示文」)の4(7)表下※1に記載のとおり、現場代理人が、主任(監理)技術者と同一人物の場合は、現場代理人の評価を対象外(0点)とします。</p> |
| 4 | 掲示文の修正 | — | 「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」の4(6)ア 技術提案書のヒアリング予定日について、11月12日(金)頃 から 11月10日(水)に変更します。 |